

災害発生時における地上波代替事例

デジタル時代における放送制度の
在り方に関する検討会
衛星放送ワーキンググループ

令和6年5月16日

東日本大震災の被災地において、地上テレビ放送が受信できない場合に一時的に「地デジ難視対策衛星放送（衛星セーフティネット）」を利用した対策を実施。

1) 対象世帯等

岩手県、宮城県及び福島県の3県並びにその周辺の被災地の方々に、震災により地上テレビ放送が視聴できなくなった世帯等

2) 実施時期

平成23年4月から受付を開始（地デジ難視対策衛星放送は平成22年3月から実施）

3) 主な一時利用の内容

- ① 居住地等で視聴できる放送と同系列の東京地区の地上デジタル放送の番組を無料で視聴可能。
- ② 視聴可能期間は約半年間。
（視聴期間の終了に当たっては、地上テレビ放送の受信状況を踏まえ、視聴期間の延長を実施）
- ③ 放送の受信に必要なBSアンテナ、BSデジタル放送対応のテレビ又はチューナーは自己負担。
（地デジ難視対策衛星放送の場合は、無償でチューナーの貸与及びアンテナ設置工事を実施）

1. 経緯

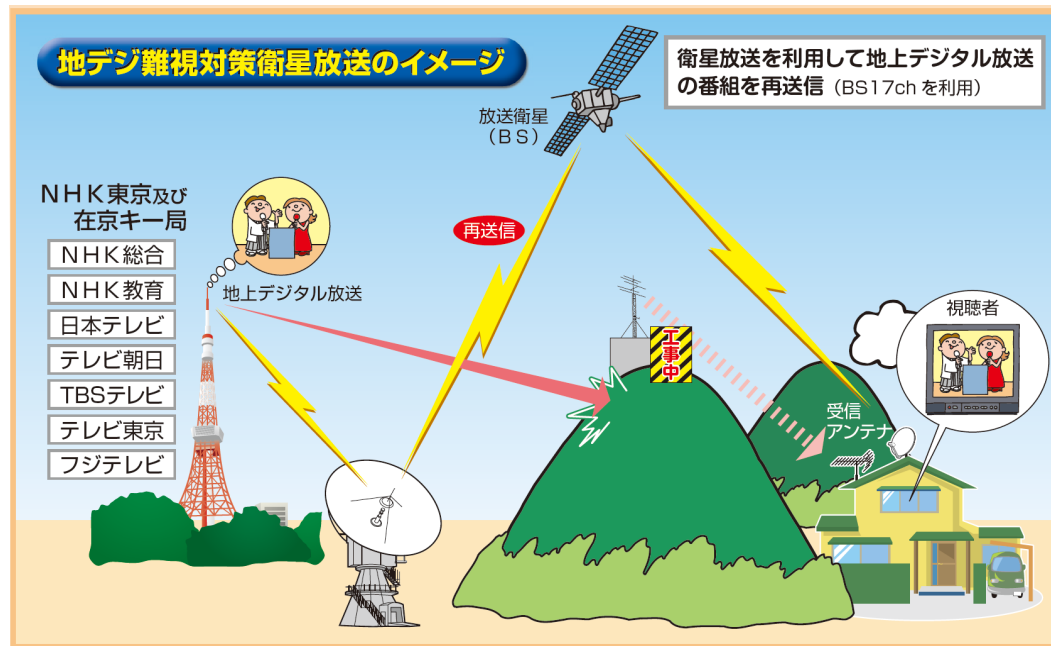
- 2011年7月のアナログテレビ放送の終了までに、「新たな難視」※1や「デジタル混信」※2の対策(共聴新設、ケーブル加入、高性能アンテナ対策等)の完了が間に合わない懸念。
- そこで、地デジの対策が終了するまでの間、「暫定的・緊急的な処置」として、**衛星放送を用いて、地上系の放送番組を同時再送信する「地デジ難視対策衛星放送」**(通称:衛星セーフティネット)を行うことが、2009年5月の情報通信審議会から答申。
- 実施期間は、2010年3月～2015年3月末までの5年間とされ、約1万3,300地区、約25万世帯が対象。実際に利用した世帯は、ピーク時で、約11万5千世帯。
- 経費は、国と放送事業者で分担。

※1:新たな難視 → アナログテレビ放送は受信、視聴出来ていたのに、デジタル化により電波が届きにくくなり難視聴となってしまった地域。

※2:デジタル混信 → デジタル波どうしの混信(DD混信)により、リパック(アナログ放送終了後でない新たなデジタルチャンネルが割当てられない地区など)対策が必要となった地域。

2.概要

- 使用衛星:放送衛星(BS)の17ch(1トラポン)
- 送信番組:NHK東京(総合・教育)及び在京民放キー局(日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京、フジテレビ)の計7つの地上デジタル放送
(地域により視聴チャンネルの制御あり【B-CASを利用】)
- 送信画質等:画質はデジタル標準画質(SD)で送信(データ放送は無し)
電子番組表(EPG)は番組名のみ表示、字幕放送・解説放送付番組は送信マルチ編成の場合には主たる番組を送信



※当時のパンフレット(表面)から抜粋

3. サービス内容・工事支援

どのような放送サービスか

- ④ 視聴制御 (スクランブル) をかけて対象地区を限定した放送です。
- ④ 実施期間が2015年3月末までに限定された放送です。
- ④ 視聴できる番組はNHK及び地域民放と同系列の東京の放送局の番組です。
- ④ 地上デジタル放送と画質や利用できるサービスに違いがあります。
- ④ ひとつの世帯で視聴できる受信機の本数は3台までです。
- ④ 利用料等の費用負担はありません。
(NHKとの放送受信契約が必要なのは従来どおりです。)

後述する「ホワイトリスト」に登録された地区(世帯)に限定して利用案内を行った

BSデジタル放送を受信できない世帯には、受信に必要な工事等を支援します(受信設備整備支援)

対象地区にお住まいの世帯(別荘等、常時居住していない場合を除く。)には地デジ難視対策衛星放送の受信に必要な最小限の設備整備を支援します。

- ☞ BSデジタル放送対応の受信機(テレビやチューナー、録画機等)をお持ちでない場合は、BSデジタルチューナー1台を無償で貸与します。
- ☞ BSアンテナをお持ちでない場合は、無償でその設置工事を行います。
- ☞ これらの支援は、1世帯につき1回限りです。費用の負担を求めることはありません。

※事業所等の世帯以外の施設は支援の対象外です。
※世帯であっても、特定の地区は支援の対象外です。
※NHKの特別契約の対象となる方は、この支援の対象外です。



※当時のパンフレット(裏面)から抜粋